

いつか来る大地震に備えて…

木造住宅耐震診断・耐震補強工事助成事業

江東区では、地震による建物倒壊等を心配されている区民のみなさんの不安を解消し、耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震に強いまちづくりを進めていくことを目的にこの事業を実施します。

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅に、耐震化のための費用の一部を助成しています。

助成対象住宅

昭和56年
建築基準法改正



旧耐震基準 中地震(震度5強程度)に対応	新耐震基準 大地震(震度6強~7程度)に対応	現在
--------------------------------	----------------------------------	-----------

対象は…

- 対象物件が江東区内にあること。
- 昭和56年5月31日以前に建築された建物であること。
- 申請者が対象物件の所有者であること。
- 木造平家又は2階建ての専用住宅、併用住宅、共同住宅、若しくは長屋であること。
- 区民税等の滞納のない方であること。

無料 木造住宅一次診断(簡易診断)の耐震診断結果について

住まいの地震に対する安全性は、一次診断(簡易診断)の診断結果である総合評点によって確認できます。診断結果によっては、次に二次診断(精密診断)・補強計画を行い、最終的には耐震補強工事を行うことをお勧めします。

低 ← 総合評点 → 高

倒壊又は大破壊の
危険があります
(0.7未満)

やや危険です
(0.7以上1.0未満)

倒壊する危険性は
低いです
(1.0以上)



江東区

木造住宅の耐震診断・耐震補強工事助成全体の流れ

無料 一次診断(簡易診断)

この事業は、江東区が委託する診断機関(一般社団法人 東京都建築士事務所協会江東支部)が、区に登録した木造住宅耐震診断士を選任・派遣し、木造住宅耐震診断(一次診断:簡易診断)を無料で実施するものです。



▶詳しくは2Pへ

木造住宅助成事業

危険性
高

解体・建替えを
希望する場合...

耐震補強を
希望する場合...

危険性
低

耐震性に問題はないと思われま
すので、二次診断(精密診断)・
補強計画は不要です。

助成制度

老朽建築物除却助成事業

※詳しくは窓口へお問い
合わせください。



老朽建築物除却助成事業▶

助成制度

二次診断(精密診断)・補強計画

区が実施する一次診断(簡易診断)の結果、「地震に対する安全性が低い」と診断された場合には、さらに詳しい二次診断(精密診断)を実施し補強計画を立てることをお勧めします。この事業は二次診断の費用の一部を区が助成するものです。

▶詳しくは3Pへ

助成制度

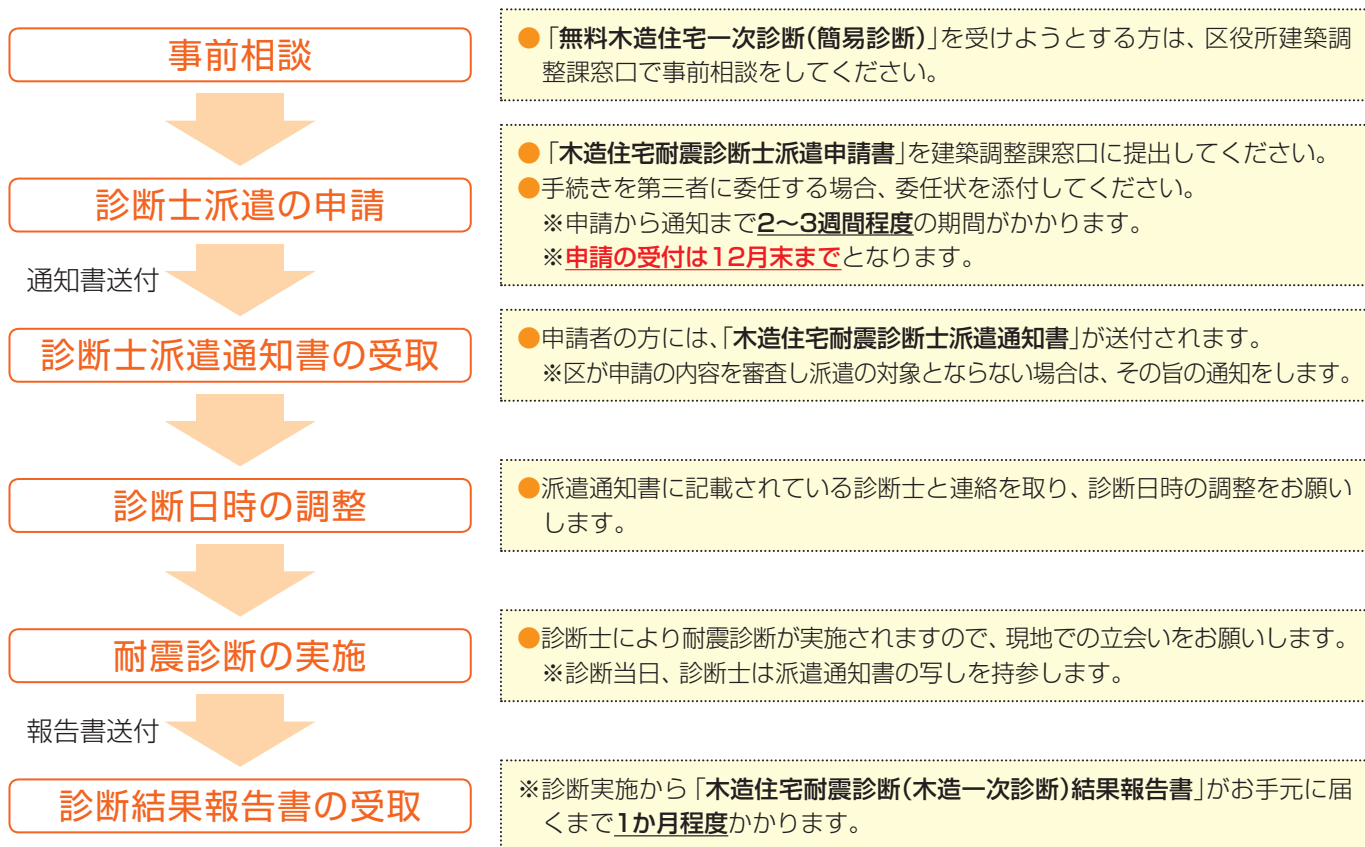
耐震補強工事

二次診断(精密診断)を実施し補強計画を立てた後には、二次診断・補強計画に基づき耐震補強工事を行うことをお勧めします。この事業は耐震補強工事の費用の一部を区が助成するものです。

▶詳しくは5Pへ

無料 木造住宅一次診断(簡易診断)

無料木造住宅一次診断(簡易診断)の流れ



申請・辞退に必要な書類一式

申請書類の種類	添付書類
木造住宅耐震診断士派遣申請書 (別記第1号様式)	●委任状(手続きを委任する場合に限る)
木造住宅耐震診断士派遣辞退届 (別記第4号様式)	●辞退届は窓口でお渡ししますので、辞退される場合はお手数ですが窓口までお越しくください。

対象建築物

診断士を派遣する対象建築物は、江東区内にある次の要件をすべて満たす建築物です。

建物用途	木造住宅(戸建て住宅ほか、併用住宅、共同住宅、長屋も対象)
構造・階数	在来軸組工法による木造の平家建て 又は 2階建ての建物
建築時期	昭和56年5月31日以前に建築された建築物
その他	●申請者は対象建築物の所有者である個人とし、法人の場合は対象としません。 ●木造住宅一次診断(簡易診断)は、1住宅につき1回限りとします。 ●昭和46年から昭和56年5月31日に建てられた建築物に対し、老朽建築物除却助成事業を申請される場合、事前に一次診断を受ける必要があります。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

木造二次診断(精密診断)・補強計画の助成手続きの流れ

事前相談

- 建築調整課窓口で事前相談をしてください。
- 申請書を提出していただく前に現地調査を行います。

現地調査

1 二次診断助成対象承認申請書の提出

- 「木造二次診断・木造耐震補強工事助成対象承認申請書」に必要書類を添付して提出してください。
- 手続きを第三者に委任する場合、委任状を添付してください。

通知書送付

助成対象承認通知書の受取

- 申請書の内容を審査した後に「木造二次診断・木造耐震補強工事助成対象承認通知書」を送付します。

契約 必ず助成金の承認通知以降に契約してください!

2 完了報告書の提出
3 助成金交付申請書の提出

- 「耐震改修等完了報告書」に必要書類を添付して提出してください。
- 「耐震改修等助成金交付申請書」を提出してください。
- ※ 木造二次診断助成対象承認申請書を提出した年度の1月末までに**2****3**の提出をお願いします。

通知書送付

助成金交付決定通知書の受取

- 「耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。

4 助成金交付請求書の提出

- 「耐震改修等助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出してください。

助成金の受取

- 区は、申請者の口座に助成金を振り込みます。

申請に必要な書類一式

申請書類の種類	添付書類
■木造二次診断・木造耐震補強工事 助成対象承認申請書 (別記第8号様式)	①木造住宅耐震診断(木造一次診断)結果報告書又はその写し ②当該住宅の登記事項証明書若しくは権利を証明する書類又はその写し ③住民税等を完納していることを証明する書類 ④木造二次診断費及び木造補強計画費の見積書又はその写し ⑤委任状(手続き委任する場合に限る) ⑥その他、区長が必要と認める書類
■耐震改修等完了報告書 (別記第16号様式)	①木造二次診断書(総合評点が記載され、木造二次診断を行った診断士の記名押印のあるもの)又はその写し ②木造補強計画書(案内図、配置図、各階平面図、立面図及び補強計画内容の記載されたもの) ③木造二次診断費及び木造補強計画費の支払額が証明できる書類 ④契約書又はその写し ⑤木造二次診断費及び木造補強計画費の明細書
■耐震改修等助成金交付申請書 (別記第18号様式)	●添付書類なし
■耐震改修等助成金交付請求書 兼支払金口座振替依頼書 (別記第20号様式)	●通帳の写し(支店名・口座番号及び名義人【漢字・フリガナ】がわかる頁)
その他 耐震改修等変更・中止報告書 (別記第14号様式)	①変更前、変更後の内容がわかる書類(図面等) ●申請内容に変更又は中止が発生した場合、速やかに報告書の提出をしてください。

※公的書類は3か月以内に発行された原本の提出をお願いいたします。

※二次診断は、一次診断を受けた翌年度以降でも申請は可能です。

その際は、一次診断(簡易診断)結果報告書をご持参の上、窓口でご相談ください。

※原則として申請者が、申請から助成金の受取りまで行ってください。

助成の内容

区に登録した診断士が実施する二次診断・補強計画に対して助成します。

助成対象費用	助成割合	助成限度額
二次診断及び補強計画に要した費用の合計額	1/1	15万円

助成対象建築物

助成対象建築物は、江東区内にある次の要件を**すべて満たす建築物**です。

- ①区の無料木造住宅一次診断(簡易診断)の結果、地震に対する安全性が低いと診断された住宅
- ②建築基準法に違反していないもの
- ③既にこの助成を受けていないこと(この助成制度は、1住宅1回限りとします。)

助成対象者

助成対象者は、次の要件を**すべて満たす方**を対象としています。

- ①助成対象住宅の所有者
- ②前年度の住民税等を完納していること

木造耐震補強工事の助成手続きの流れ

事前相談

- 建築調整課窓口で事前相談をしてください。

5 耐震補強工事助成対象承認申請書の提出

- 「木造二次診断・木造耐震補強工事助成対象承認申請書」に必要書類を添付して提出してください。
- 手続きを第三者に委任する場合、委任状を添付してください。

通知書送付

助成対象承認通知書の受取

- 申請書の内容を審査した後に「木造二次診断・木造耐震補強工事助成対象承認通知書」を送付します。

契約 必ず助成金の承認通知以降に契約してください!

6 着手報告書の提出

- 「木造耐震補強工事着手報告書」を工事着工後速やかに提出してください。

中間検査 現地において中間検査を行います

7 完了報告書の提出
8 助成金交付申請書の提出

- 「耐震改修等完了報告書」に必要書類を添付して提出してください。
- 「耐震改修等助成金交付申請書」を提出してください。
- ※ 木造耐震補強工事助成対象承認申請書を提出した年度の1月末までに **7** **8** の提出をお願いいたします。

通知書送付

完了検査 現地において完了検査を行います

助成金交付決定通知書の受取

- 「耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。

9 助成金交付請求書の提出

- 「耐震改修等助成金交付請求書兼支払口座振替依頼書」を提出してください。

助成金の受取

- 区は申請者の口座に助成金を振り込みます。

申請に必要な書類一式

申請書類の種類	添付書類
5 木造二次診断・木造耐震補強工事 助成対象承認申請書 (別記第8号様式)	① 1 の①～③に掲げた書類(年度内に 1 の申請をした場合は不要) ②木造耐震補強工事の見積書又はその写し ③木造二次診断書 ④木造補強計画書 ⑤工事工程表 ⑥土地所有者の承認書(借地の場合に限る) ⑦高齢者世帯であることを証明できる書類(住民票等) (ただし、※1高齢者世帯の助成割合を適用する場合) ⑧委任状(手続き委任する場合に限る) ⑨その他、区長が必要と認める書類
6 木造耐震補強工事着手報告書 (別記第12号様式)	①木造耐震補強工事の契約書の写し ②工程表
7 耐震改修等完了報告書 (別記第16号様式)	①木造耐震補強工事後の図書 (案内図、配置図、各階平面図及び立面図) ②木造耐震補強工事費の支払額が証明できる書類 ③工事着工前、工事中、工事完了後の写真 ④契約書又はその写し ⑤木造耐震補強工事費の明細書
8 耐震改修等助成金交付申請書 (別記第18号様式)	●添付書類なし
9 耐震改修等助成金交付請求書 兼支払金口座振替依頼書 (別記第20号様式)	●通帳の写し(支店名・口座番号及び名義人【漢字・フリガナ】がわかる頁)
その他 耐震改修等変更・中止報告書 (別記第14号様式)	①変更前、変更後の内容がわかる書類 ●申請内容に変更又は中止が発生した場合、速やかに報告書の提出をしてください。

※公的書類は3か月以内に発行された原本の提出をお願いいたします。

※原則として申請者が、申請から助成金の受取りまで行ってください。

助成の内容

助成を受けて作成した補強計画に基づき、区に登録した診断士が工事監理を行う耐震補強工事に対して助成します。

※助成対象建築物及び助成対象者の要件は木造二次診断(精密診断)・補強計画と同様です。

助成対象費用	助成割合	助成限度額
耐震補強工事に要した費用	1/2 (※1 高齢者世帯は2/3)	150万円

※1 高齢者世帯とは…… ○申請日現在、満65歳以上の助成対象者が居住している世帯

○申請日現在、助成対象者の三親等内で満65歳以上の者が、助成対象建築物に助成対象者と同居している世帯



お問い合わせ先

江東区都市整備部建築調整課建築防災係 江東区役所5階25番窓口

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号

TEL:(03)3647-9764(直通) FAX:(03)3647-9009

E-mail:kenchikucho@city.koto.lg.jp